

2021.04.01

ESG リスクトピックス <2021 年度第 1 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

PRI、日本向けに 2050 年温室効果ガス排出量ネットゼロを実現するための政策提言を発表

国連責任投資原則（PRI）は 2 月 2 日、日本の 2050 年のカーボンニュートラル達成に向けた政策提言「Deliver net zero emissions to Japan」を発表した。1.政策全体、2.電力、3.産業、4.交通・輸送、5.建築物の項目ごとに、“経済的、政治的、技術的に達成可能かつ有益”な温室効果ガス排出量ネットゼロに資する主要政策がまとめられている。例えば、政策全体に関する提言では、2050 年までの具体的なロードマップの作成や、2030 年までの中間目標の設定、カーボンプライシング制度の導入などを要請している。

（参考情報：2021 年 2 月 2 日付 PRI HP：

https://dwtzyx6upklss.cloudfront.net/Uploads/t/e/i/pri_netzerobriefing2021japan_583956.pdf

■ 炭素税 ■

欧州議会環境委員会、炭素国境調整メカニズムの早期実現を欧州委員会に要請する決議案を採択

欧州議会環境委員会は 2 月 5 日、「炭素国境調整メカニズム（CBAM）」を実現することを欧州委員会に要請する決議案を採択した。炭素国境調整メカニズムとは、排出規制が不十分な EU 域外からの製品の輸入に、炭素税を課すというもの。欧州議会環境委員会は、同メカニズムに関して、既存のカーボンリーケージ* 対策に代わるものとするべきであることや、EU 排出権取引制度（EU-ETS）に基づく全ての輸入製品を対象とする必要性を主張した。

EU は既に域内の温室効果ガス（GHG）排出量の大幅な削減に成功しているものの、輸入による排出量は増加している。世界全体での排出量を削減するという目的においては、EU の取り組みがもたらす効果は損なわれていると言える。このような背景により、炭素国境調整メカニズムの早期実現が求められることに繋がった。

*「カーボンリーケージ」とは、域内で厳しい炭素税などを課すことで、企業が生産拠点を排出規制が比較的緩い国や地域に移してしまい、その結果域外での GHG 排出量が増加すること。地球全体での排出量の増加に繋がる可能性もあるため、問題視されている。

（参考情報：2021 年 2 月 5 日付 欧州議会 HP：<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210201IPR96812/carbon-levy-on-eu-imports-needed-to-raise-global-climate-ambition>）

■ 生物多様性 ■

BNP パリバ、アマゾンおよびセラードでの森林破壊に対抗する投融資方針を発表

金融世界大手の BNP パリバは 2 月 15 日、深刻化する森林破壊問題に対応するため、ブラジルのアマゾンおよびセラードの森林を破壊して牛肉・大豆を生産する企業およびそれらを調達する企業に対し金融商品・サービスを提供しない方針を発表した。

具体的には、アマゾンで 2008 年以降に伐採・転換された土地からの牛肉・大豆を生産・調達する企業に融資をしないこと、2020 年 1 月以降にセラードを開墾・転換して牛肉・大豆を生産・調達しないよう投融資先に働きかけること、投融資先に対し 2025 年までに牛肉・大豆の完全トレーサビリティを実現するよう求めること、を表明している。

(参考情報：2021 年 2 月 15 日付 BNP パリバ HP：<https://group.bnpparibas/en/press-release/bnp-paribas-defines-restrictive-policy-fight-deforestation-amazon-cerrado-regions>)

■ サーキュラーエコノミー ■

サーキュラーエコノミーと資源効率性に関するグローバルアライアンスが発足

欧州委員会は 2 月 22 日、国際環境計画 (UNEP)、国際工業開発機関 (UNIDO) と協働で「サーキュラーエコノミーと資源効率性に関するグローバルアライアンス (GACERE)」を発足した。本アライアンスは、各国政府や関連するネットワーク・組織を集結させ、サーキュラーエコノミーへの移行、資源の効率的利用、持続可能な消費および生産に関連する取り組みを世界的に促進させることを目的としており、日本などの 11 か国と EU が加盟した。

(参考情報：2021 年 2 月 22 日付 欧州委員会 HP：https://ec.europa.eu/environment/news/eu-launches-global-alliance-circular-economy-and-resource-efficiency-2021-02-22_en)

■ 気候変動 ■

重工業脱炭素化にむけたグローバル・フレームワーク原則、18 の企業・団体が賛同表明

国際環境 NGO の The Climate Group と Mighty Earth は 2 月 25 日、重工業の脱炭素化に関するグローバルフレームワーク原則を公表した。企業の温室効果ガス排出削減計画・公約と連動した公的投資の実施、産業プロセスにおける化石燃料使用を廃止するための低炭素技術等への優先的投資など、6 つの基本原則が示されている。既に、アメリカ、EU、中国等から 18 の企業、市民社会団体が同フレームワークへの賛同を表明。今後、政治家や経営者に対し、同フレームワークを採用するよう呼び掛けていく。

(参考情報：2021 年 2 月 25 日付 The Climate Group HP：<https://www.theclimategroup.org/our-work/press/major-industrial-companies-and-civil-society-groups-support-new-global-framework>)

■ 気候変動 ■

地球温暖化対策推進法 改正案を閣議決定、2050 年までの温暖化ガス排出ゼロを明文化

政府は 3 月 2 日、地球温暖化対策推進法の一部改正を閣議決定した。昨年秋に政府が表明した「2050 年カーボンニュートラル」宣言を踏まえ、同年までの温暖化ガス排出ゼロを明文化した。そのほか、「地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業推進計画・認定制度の創設」や「脱炭素経営促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進」などを盛り込んだ。

(参考情報：2021 年 3 月 2 日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/109218.html>)

Social—社会—

■ 環境・人権 ■

約 70 の国際 NGO が、バッテリー製造で環境負荷軽減や人権尊重を求めるレポート公表

アムネスティ・インターナショナルなどの 71 の国際 NGO が 2 月 4 日、バッテリーのバリューチェーンにおける環境・人権原則をまとめたレポートを発表した。電気自動車や再生可能エネルギー貯蔵用などでバッテリーの需要が高まる中、原料の海底採掘活動が海底生態系や健康にもたらす被害などを指摘。企業に、環境への負荷を考慮した製品開発や人権の尊重を、政府には環境保護法制の適用などをそれぞれ求めた。

(参考情報：2021 年 2 月 4 日付 アムネスティ・インターナショナル HP :

<https://www.amnesty.org/en/documents/act30/3544/2021/en/>)

Governance—ガバナンス—

■ コーポレートガバナンス ■

東証、市場区分の見直しに向けた上場制度の整備に関する説明資料公表

東京証券取引所は 2 月 15 日、2022 年 4 月に予定している市場区分の見直しに関し、新市場区分の制度や移行プロセスについて詳細を公表した。併せて、スタンダード・プライム各市場の上場会社が対応すべきコーポレートガバナンス・コードの全ての原則について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」を行う際の留意点と開示例を公表した。今後改訂が予定されている CG コードの内容や上場料金などは、21 年春以降に公表する予定。

(参考情報：2021 年 2 月 15 日付 東証 HP :

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/nlsgeu000003pd3t-att/nlsgeu000005b3hm.pdf>

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/nlsgeu000003pd3t-att/nlsgeu000005b3j7.pdf>)

全般・その他

■ ESG 投資 ■

ブラックロック、投資先企業に気候変動リスク関連情報の開示拡大を要求

米資産運用会社ブラックロックは 2 月 17 日、投資先の企業に温室効果ガスの排出量のベースラインや削減目標、移行計画に関する情報開示の拡大を要求する声明を発表。責任を果たせない企業の取締役選任議案に反対する考えにも言及した。同社は「気候変動リスクは投資リスクであり、同社の投資方針の中核」と述べた。

(参考情報：2021 年 2 月 17 日付 BlackRock HP 「Climate risk and the transition to a low-carbon economy」 :

<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blk-commentary-climate-risk-and-energy-transition.pdf>)

■ ESG 投資 ■

GPIF、2020 年度の「優れた統合報告書」77 社を発表

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は 2 月 24 日、国内株式の委託先運用機関が選定した 2020 年度の「優れた統合報告書」と「改善度の高い統合報告書」を発表した。運用機関がそれぞれ最大 10 社を選定し、「優れた統合報告書」はのべ 77 社 (前回 71 社)、「改善度の高い統合報告書」はのべ 94 社 (前回 91 社) が選ばれた。

(参考情報：2021 年 2 月 24 日付 GPIF HP : https://www.gpif.go.jp/investment/20210224_integration_report.pdf)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

○経済産業省、「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」の報告書案を発表

(参考情報：2021年2月19日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210219003/20210219003.html>)

経済産業省の「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」(以下、検討会)は2月19日、「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」(以下、同報告書案)の報告書案を発表した。

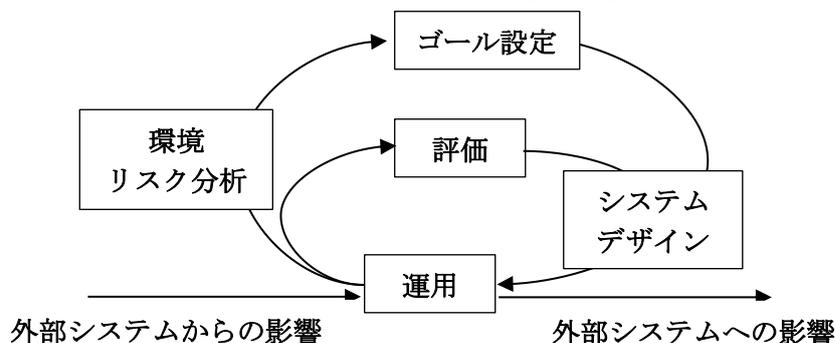
Society5.0*の実現にむけて、これまで検討会では社会の各構成員(政府、企業、コミュニティ・個人)が相互に協力し、ガバナンスの担い手として各自の責任を果たすためのガバナンスモデルについて検討してきた。2020年7月の第1弾報告書**の内容を前提に、同報告書案ではSociety5.0におけるガバナンスの基本となる「アジャイル・ガバナンス」のあり方を示した。

1. アジャイル・ガバナンスについて

Society5.0の基盤となる“サイバー・フィジカルシステム”*** (以下、CPS)は複雑・急速に変化し、社会の状況や目指すべきゴールに継続的に変化をもたらす。またAI等の自律的なアルゴリズムに様々な判断を代替させる場合、挙動の予見・統制や問題発生後の原因・責任の追及は困難と考えられる。

上記の課題をふまえて同報告書案では、ゴールや手段が固定的な従来型のガバナンスモデルではなく、複数のステークホルダー間でガバナンスサイクルを継続的・高速に回転させ、変化する環境・ゴールへの最適解を見直し続ける「アジャイル・ガバナンス」の必要性を提言した。

<アジャイル・ガバナンスの基本的な考え方>



※上記は同報告書案を基に、インターリスク総研作成

また、設定したゴールの達成に向けて、上記サイクルを各分野(企業、法規制、公共インフラ、市場、社会規範等)個別に実践するだけでなく、必要なサイクルの組み合わせを設計すること(ガバナンス・オブ・ガバナンス)の必要性にも言及している。

2. アジャイル・ガバナンスにおける企業の役割

アジャイル・ガバナンスの運用状況・結果等の情報について継続的な評価・分析が不可欠となるが、評価・分析対象となる情報の多くは企業の管理下にある。同報告書案では、企業の管理下にある情報について外部からのモニタリングが困難である旨を指摘し、政府や法規制等によらず、企業側の自主的なモニタリングが重要であるとした。また、企業がガバナンスサイクルを回すために各フェーズで果たすべき役割について下記のとおり例示した上で、ガバナンスサイクルの運用状況・結果等をステークホルダーに対して積極的に開示・説明していくことが重要とした。

＜アジャイル・ガバナンスにおいて企業が果たすべき役割＞

	フェーズ	企業の役割
運用	①環境分析・リスク分析	・ 自社を取り巻く環境とリスクの分析
	②ゴール設定	・ 自社の製品・サービスがステークホルダーにもたらす正のインパクトの把握、リスクの管理
	③ガバナンスシステムのデザイン	・ 製品・サービスに関する個別のシステムのデザイン ・ システム運営に必要な組織・ルール・手続の設計
	④ガバナンスシステムの運用	・ システム運用状況のリアルタイムモニタリング ・ モニタリングを通じて認知した問題への対処
評価・分析	⑤ガバナンスシステムの評価	・ 当初設定されたゴールの達成有無の確認
	⑥環境・リスクの再分析	・ ガバナンスシステムの置かれた状況やリスク状況の変化の有無の把握 ・ ゴールの変更要否の検討

※上表は報告書を基に、インターリスク総研作成

- * AI や IoT、ビッグデータなど、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させるシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。
- ** ガバナンスのプロセス（ルール形成、コンプライアンス、モニタリング、エンフォースメント）及び主体（政府、企業、個人/コミュニティ）の観点から、Society5.0の実現に必要な新たなガバナンスモデルについて提言。
- *** 産業・医療・インフラ・エネルギー・交通・公共サービスなど、現実世界の様々な分野で得られる大量のデータを、仮想世界におけるクラウドコンピューティングやビッグデータの処理技術を通じて、価値ある情報やデータとして現実世界に還元し、広く社会規模で合理化や最適化を図ることを志向したシステム。

Q&A

**Question**

責任銀行原則（Principles for Responsible Banking；以下、PRB）という言葉が最近よく聞きますが、責任投資原則（Principles for Responsible Investment；以下、PRI）との違いは何でしょうか。また、PRBによって銀行に何か影響はあるのでしょうか？

Answer

1. PRI と PRB の位置づけ及び、内容

PRIは2006年に当時の国連事務総長のコフィー・アナン氏が提唱したイニシアチブです。持続可能な金融システムを構築することを目的とし、投資の意思決定プロセスに環境、社会、ガバナンス（いわゆるESG）を組み込むことなど6つの原則を定めています。2021年1月現在、世界で3000以上の機関投資家が署名しています。

一方、PRBはPRIの銀行版と言われるもので、2019年9月に発足しました。2021年2月末において、PRBの署名は全世界で200行を越えており、世界の銀行の約40%に上り、影響力としては20億人以上に及びます。署名機関の多くは5兆円規模ですが、規模の大小問わず銀行であれば署名ができます。発足の背景としては、世界的なESG取組みの変化があげられます。これまでは企業単位でESGの問題解決を図ることが求められていましたが、自然災害など企業単体で対応することが難しい事項が増加し、社会全体で取り組む必要がでてきました。そのため、銀行としての役割を見直し、リーダーシップを発揮して積極的に企業にかかわっていくことが大事だと考えられています。2021年4月には環境省からPRBに関する手引きとして、ガイダンス及び事例集が発表される予定です。

PRBはPRI同様に6つの原則がありますが、PRBの方がどのように手法として落とし込んでいくのか、何が必要となってくるのかが明確になっています。

PRI	PRB
投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込んでいく	事業戦略を、地域固有の優先課題に戦略的に取り組む方法へ落とし込んでいるか
ESGの諸問題について、ESG方針の中に組み込んでいく	ポートフォリオに対して影響分析を行っているか。
投資対象の企業に対して、ESG課題について、適切な開示を求める	顧客と協力して、持続可能なビジネスモデルへ移行できるかどうか。
資産運用の業界において、PRIを受け入れ、実行に移されるように働きかける	主要なステークホルダーを特定して、戦略的な関与や、誰がどのように開示を行うのか把握しているか。
PRIの効果を高めるために協働する	社内のガバナンス構造がPRBを実施するにあたって適切な構造であるか。
PRIの実行に関する活動状況や進捗状況を開示する	署名してから18か月以内に進捗の報告をしているか。

2. PRB のメリット

PRB に署名することによって以下のようなメリットがあるとされています。

- (1) 銀行のレピュテーションの向上
 - 自行が取り組んできた課題を情報発信することでレピュテーション向上につながる。
 - SDGs 等の社会的要請に応える姿勢を強く発信でき、銀行としての価値向上が見込まれる。
- (2) 国際的に標準化されたフレームワークの活用が可能
 - 実施中の活動に関して、標準化されているフレームワークを活用して、発信できる。
- (3) 他行との連携強化
 - 主要事業地域外の海外の銀行と協力するきっかけ。
 - 自行が得意としない分野のアドバイスが受けられる。
- (4) 地域金融機関のメリット
 - ESG 金融に関する他地域の銀行の取り組みや、先進的な大規模銀行との取り組みが学べる。

上記は、すでに国内外の銀行において、享受されているメリットです。さらに今後、地域や地場企業に対する新たな施策が増えてくることも予想されます。例えば、海外での事例では次のようなものがあります。ローンポートフォリオの分析の結果、住宅ローンのエネルギーに関する評価が低いことが確認されました。その解決策として、住宅オーナーに対して無料でエネルギー効率の診断、専門家の相談サービスや、個人向けのグリーンローンの立ち上げ（通常のローン金利よりも安価）などが行われています。

3. PRB の原則実施に向けたステップ

PRB では、原則を効果的に実施するために3つの主要ステップが求められています。

- (1) インパクト分析
署名銀行において、ESG に重大なポジティブ・インパクト（好影響）とネガティブ・インパクト（悪影響）を及ぼしている状況を分析する。そのうえで、銀行が最大のポジティブ・インパクトをどこで実現して、重大なネガティブ・インパクトをどこで低減できるか特定する。
- (2) 目標設定と実施
署名銀行が特定した重大なインパクトに対して、具体的(Specific)、測定可能(Measurable)、達成可能(Achievable)で、関連性(Relevance)があり、期限が定められる目標(Time-bound)を設定する。この頭文字を取って SMART と呼び、目標の設定を行う。
- (3) 説明責任
責任銀行原則をどのように実施しているか既存の報告書に記載する。原則の遂行状況について自己評価を行い、第三者保証を受けて、それらを公表する。

上記の項目について、署名から4年以内に実施体制が構築されることが求められています。基本的には、1年目に現状の把握と計画の策定を行い、2~3年目において、本格実施に向けた準備を行うことが求められています。

4. これまでのマテリアリティ分析と PRB のインパクト分析

銀行によってはすでに気候変動に関するマテリアリティ分析を実施されているかと思いますが、PRB のインパクト分析とは異なる部分があります。通常のマテリアリティ分析は企業にとって重要度が高い課題や、自社の事業活動と関連性の高い課題（事業活動の持続可能性+企業価値の向上）を特定します。簡単に言うと事業に直接かかわるステークホルダーが関与することが最も多いです。

それに対して、PRB が想定しているインパクト分析では銀行業が ESG の分野において、どのような影響（貢献）があるのか、理解する必要があるということです。そのため、より広範囲にわたるステークホルダー（例えば、地域社会や、特定分野のセクターに関する専門家など）に関与する可能性があります。そして、インパクトを特定、検討したプロセスは明確にすることが求められます。例えば地域金融機関であれば、地域に特化した SDGs による計画や目標の考え方が反映され、より有効的な施策を打ち出せるなど考えられます。

5. 今後の事業活動と PRB に関して

冒頭にも記載した通り環境省は 2021 年 4 月に、PRB に関する手引書の第一版を発出する予定です。すでに日本においてもいくつかの銀行が PRB に署名をしておき、開示に向けて動き出しています。UNEP-FI のガイドラインなどにおいて、インパクト分析を行うためのツールがある程度提供されているものの、インパクト分析を実際に行うにはまだハードルが高い状況にあるようです。事実、日本国内の先行する銀行においても、インパクト分析は難しいといった話を聞いています。

一方で、この PRB 原則に従った開示を行う中で、これまでの活動が社会全体を通じてどのような効果があるのか、特に地域金融機関においてはより一層地域に還元するための手法などを検討していく一助になるものと考えます。上記を参考にしつつ、PRB の動向を定期的に確認することが望まれます。

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ
コンサルタント 伊藤 渚生

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021